

NPO法人ARUKAS KUMAGAYA会費規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、NPO法人ARUKAS KUMAGAYA（以下「法人」という。）定款第8条の規定により、法人の会費の額並びに納付等について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 会費

(会費)

第2条 会員は、次に定める会費を納入しなければならない。

(1) 正会員

プレミアム会員（団体）年会費 一口 50,000円

（個人）年会費 一口 10,000円

(2) 賛助会員

（団体）年会費 一口 50,000円

（個人）年会費 一口 5,000円

ただし、当該年度の6か月経過後に入会申込みをした会員が納付する初年度の年会費の額は、上記にかかわらず年会費の1/2とする。

2 入会時に納入すべき会費は、入会承認後1か月以内に納入しなければならない。2年目以降の年会費については、各年度の1月までに納入するものとする。

3 会員の年会費の有効期間は、入会承認日より1年間とする。

(納付)

第3条 前条に定める会費は、法人の指定する銀行口座に振り込むことにより納付するものとする。

2 前項に規定する会費等の振込みに係る振込手数料は、会員の負担とする。

第3章 その他

(規程の改正)

第4条 本規程は、理事会の決議により改正することができる。変更後の規程は、法人の発行する機関紙等により、会員に告知する。

(雑 則)

第5条 本規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に理事会において定める。

附 則

この規程は、平成26年3月1日から適用する。